

つわの指定通所介護事業所重要事項説明書

(地域密着型通所介護事業)

(介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業(通所型サービス))

当事業所は、利用者ご本人に対して地域密着型通所介護又は介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業(通所型サービス)(以下「通所介護サービス」という)を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

なお、当サービスの利用は、原則として要介護認定又は要支援認定の結果「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。しかし、要介護認定をまだ受けていない方でも、認定見込みのある方については、申請日から「みなし」でサービスの利用が可能な場合があります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 つわの福社会
- (2) 法人所在地 島根県鹿足郡津和野町後田口126
- (3) 電話番号 0856-72-4050
- (4) 代表者氏名 理事長 松野 秀樹
- (5) 設立年月日 平成8年 3月 1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護事業 事業所番号 3272100102

平成30年4月1日

- 事業所の種類 通所介護事業 事業所番号 3272100102

平成30年4月1日

- (2) 事業所の目的

社会福祉法人つわの福社会が行う指定通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設において介護の提供に当たる従業者が、要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供いたします。

- (3) 事業所の名称 つわの指定通所介護事業所

- (4) 事業所の所在地等 島根県鹿足郡津和野町後田口126 電話0856-72-4051

- (5) 事業管理者 施設長 桑原 泰彦

- (6) 当事業所の運営方針

従業者は、ご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

- (7) 開設年月日 平成30年4月1日(つわの地域密着型通所介護事業所)

開設年月日 平成30年4月1日(つわの指定通所介護事業所)

- (8) 通常の事業の実施地域 津和野町(旧津和野町内)

- (9) 営業日及び営業時間等

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8時00分から午後6時00分
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時15分
受付時間	午前8時00分から午後6時00分
定休日	日曜日
その他年間の休日	12月31日から1月5日

(10) 利用定員 18人

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者ご本人に対して介護サービスを提供する職種として、以下の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- 1 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
事業所が提供するサービスの実施状況の把握、その他管理を行います。
- 2 生活相談員 1名以上
日常生活上の相談に応じ、生活支援をいたします。
- 3 看護職員 1名以上
健康管理や療養上のお世話と機能訓練、日常生活上の介護等をいたします。
- 4 介護職員 2名以上
日常生活上の介護並びに健康保持のために相談・助言等をいたします。
- 5 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）
機能訓練を担当いたします。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第6条）（別紙利用料金表参照）

- ① 送迎 専用送迎車輛（車椅子のまま乗れるリフト車もあり）や、介助のために必要な人員を配置し、安全に送迎いたします。
- ② 食事 管理栄養士の作成したメニューを元に、ご利用者様の嗜好等を考慮した食事を提供いたします。
- ③ 入浴 入浴（又はシャワー浴）を提供します。また、心身の状況によっては車椅子のまま入浴する特別浴槽をご用意いたします。
- ④ 日常生活介助 必要に応じ、日常生活上の介護をいたします。
- ⑤ 個別機能訓練 機能訓練指導員により、ご利用者様の心身の状況等を勘案し日常生活を送るのに必要な機能の回復または減退を防止するための訓練を実施いたします。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第6条参照）（別紙利用料金表参照）

- ① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- ② 給付対象以外のレクリエーション等
ご契約者及び利用者ご本人の希望によりレクリエーション等に参加していただくことができ

ます。

利用料金：材料代等の実費をご負担していただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者ご本人の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担していただきます。

④ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域（旧津和野町内）以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、実施地域を超えた地点からお住まいまでについて送迎費用をご負担していただきます。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

⑤ 施設内及び施設外特別行事

行事ごとに計画詳細を提示し参加希望を聞いた上で、実費をご負担していただきます。

⑥ 日常生活費 事前にご用意頂いていない日常生活消耗品等の料金をご負担して頂きます。

⑦ 食事の提供及びおやつに要する費用をご負担して頂きます。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、次の通りお払い下さい。

① 1か月ごとに計算し、翌月にご請求いたします。お支払い方法は、当事業所では山陰合同銀行・西中国信用金庫・島根県農業協同組合・郵便局で自動引落の契約を結んでおります。契約時、事前にご契約者に所定の用紙で申し込んでいただきます。ご契約者の希望する所定の金融機関より自動引落しとし原則として毎月20日に自動引落しとなります。

② 自動引落しの申し込みをされていない方は下記の口座へお振込みください。

・ お振込先：山陰合同銀行津和野支店 普通預金 2164613
・ 名義人：社会福祉法人つわの福祉会
津和野町デイサービスセンター
施設長 桑原 泰彦

（4）医療費控除（確定申告等の関連です。）

通所介護サービスの介護保険一部負担額が医療費控除の対象となるのは、同じ月に、次に掲げる医療系介護保険居宅サービスが、居宅サービス計画に基づいて利用されていた場合のみです。（そうではない場合、その月は対象となりません）

- 1) 訪問看護
- 2) 訪問リハビリテーション
- 3) 居宅療養管理指導
- 4) 通所リハビリテーション
- 5) 短期入所療養介護

※1) については、高齢者の医療の確保に関する法律、及び医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護を含みます。

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

利用中止のご連絡は、当日の午前8時00分までに申し出てください。

5. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 利用日にご持参いただくもの

デイサービスご利用時にご持参いただく物は、次のとおりです。

- ① 介護保険証及び健康保険証（初回及び保険証更新時）
- ② 内服薬及び処置に必要な医療用材料
- ③ 上履き及び着替え、ビニール袋（濡れた衣類等を入れます。）
- ④ フェイスタオル2枚、洗身タオル（フェイスタオルの半分位）2枚、バスタオル1枚
- ⑤ ご家族との連絡帳（他の介護サービスを併用されている方のみ）
- ⑥ 必要な介護用品（紙おむつ・紙パンツ・尿取りパット等）

※ 石鹸類、歯ブラシ等は用意してあります。

※ 金銭、貴重品はお持ちにならないで下さい。

また菓子や漬け物等食品類の持ち込み、及び他の利用者へのお裾分けはご遠慮下さい。

※ 職員へのお心付けは、一切お受けしないことになっております。

6. 秘密保持について（契約書第10条参照）

- ① 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- ② 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

7. 事故発生時について（契約書第11条参照）（別紙附帯資料②参照）

施設内において、利用者の予期せぬ事故が発生したときは、迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決につとめます。

8. 非常災害の対策について

非常災害に関する具体的計画を別に作成するとともに、非常災害に備えるため、想定される災害に係る避難訓練、救出その他必要な訓練を次のとおり実施します。

避難訓練 年2回 消火訓練 年1回

9. 損害賠償について（契約書第14条参照）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により契約者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、契約者に対してその損害を賠償するものとします。

10. 苦情の受付について（契約書第19条参照）（別紙附帯資料①及び苦情処理対応マニュアル参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員： 藤 山 太 郎
 - 受付時間 月曜日から土曜日（営業日） 午前8時00分から午後6時00分
 - 連絡先（TEL）0856-72-4051（FAX）0856-72-4053
- （2）行政機関その他苦情受付機関

- ① ご利用者の保険者（出身市町村等）の介護保険担当課
 - ※ 津和野町の場合：津和野町役場 健康福祉課
 - 〒699-5605 島根県鹿足郡津和野町口64番地6
 - （TEL）0856-72-0651（FAX）0856-72-1650
 - 受付時間帯 午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）
- ② 島根県国民健康保険団体連合会（審査第二課介護保険係）
 - 所在地 松江市学園1丁目7-14
 - （TEL）0852-21-2811（FAX）0852-21-3550
 - 受付時間帯 午前9時00分から午後5時00分（月曜日から金曜日）
- ③ 島根県運営適正化委員会
 - 所在地 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階
 - （TEL）0852-32-5913（FAX）0852-32-5994
 - 受付時間帯 午前8時30分から午後5時00分（月曜日から金曜日）

令和 年 月 日

通所介護の提供にあたり、ご契約者様に対して契約書及び本書面及び別紙
附帯資料により重要事項を説明いたしました。

事業所 住 所 島根県鹿足郡津和野町後田口126番地
事業所 社会福祉法人 つわの福社会
つわの指定通所介護事業所

代表者 理 事 長 松 野 秀 樹 ④

説明者 指定通所介護事業所 つわの指定通所介護事業所
生活相談員 石 井 麻 里 ④

私は、本書面及び別紙附帯資料に基づいて事業者から重要事項の説明を受
け、同意しました。

（ 利 用 者 ）

住 所

氏 名 ④

（ 署 名 代 理 人 ）

住 所

氏 名 ④

利用者名： 続柄：

（ 保 証 人 ）

住 所

氏 名 ④

つわの指定通所介護事業所

(地域密着型通所介護)

利用料金表

1 居宅介護サービス費（負担割合が1割の場合です。） 令和3年4月1日 改正

区分	項目	金額
基本	要介護1	750円/日
	要介護2	887円/日
	要介護3	1,028円/日
	要介護4	1,168円/日
	要介護5	1,308円/日
加算	入浴介助加算Ⅰ	40円/日
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	居宅サービス費の5.9%

- ※ 入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものです。
- ※ 当事業所は、介護職員勤続7年以上の割合が30%以上で配置されていますので、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)を加算されます。
(前年度4月から2月の実績)
- ※ 当事業所は、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善を図る為に総単位数に5.9%を乗じた単位数加算されます。
- ※ 新型コロナウイルス感染症に対応する特例にて令和3年4月1日から令和3年9月30日まで基本報酬に0.1%上乗せします。

2 その他の費用

料金の種類	金額
特別な食事の費用	実費
通常の事業地域を越えて行う送迎サービス (旧津和野町内を越えた地点から)	1キロメートルごと 60円/km
食事の提供に要する費用	昼食 556円/回
おやつ代	51円/日
日常生活費	実費
特別な行事費	実費

つわの指定通所介護事業所

介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業（通所型サービス）

利用料金表

1 居宅介護サービス費（負担割合が1割の場合です。） 令和3年4月1日 改正

区分	項目	金額	
基本	要支援1	1,672円/月	
	要支援2	3,428円/月	
	要支援1（日割り）	55円/日	
	要支援2（日割り）	113円/日	
加算	サービス提供強化加算（Ⅲ）	要支援1	24円/月
		要支援2	48円/月
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		居宅サービス費の5.9%

- ※ 当事業所は、介護職員勤続7年以上の割合が30%以上で配置されていますので、サービス提供体制強化加算（Ⅲ）を加算されます。
（前年度4月から2月の実績）
- ※ 当事業所は、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善を図る為に総単位数に5.9%を乗じた単位数加算されます。
- ※ 日割り計算による場合とは、月途中で要介護から要支援に変更の場合、要支援から要介護に変更の場合、同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合などです。
- ※ 新型コロナウイルス感染症に対応する特例にて令和3年4月1日から令和3年9月30日まで基本報酬に0.1%上乗せします。

2 その他の費用

料金の種類	金額
特別な食事の費用	実費
通常の事業地域を越えて行う送迎サービス	1キロメートルごと 60円/km
食事の提供に要する費用	昼食 556円/回
おやつ代	51円/日
日常生活費	実費
特別な行事費	実費

